

2018人事院勧告等に対する日高教声明

人事院は、8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員給与に関して、月例給655円(0.16%)、一時金0.05月分を引き上げる本年の給与改定に関する勧告・報告を行うとともに、定年延長制度に関わる意見の申し出を行った。

月例給及び一時金の引き上げ改定は5年連続となり、初任者、若年層を重点的に引き上げる勧告となった。月例給与の配分は、近年同様、再任用者を含む俸給月額を幅広く引き上げており、高齢層にも配慮した措置となった。また、一時金について、5年連続で勤勉手当の引き上げに充てたことは、育児・介護休業者や非常勤職員などへの配慮といった社会的要請に対し課題を残すこととなった。

公務員の長時間労働の是正等については、民間における上限規制の法制化を踏まえて、国家公務員についても、超過勤務命令を行うことができる上限の時間を人事院規則で定めるなどを示している。仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進やハラスメント対策を講じることを示しているが、人事院の代償機関としての役割を果たすためには、その実効性を確保することが必要である。

雇用と年金の接続に関わっては、政府の要請に基づく定年延長に関する意見の申し出として示した。定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、その期間においては、現行の再任用制度を存置するとした。また、60歳超の給与水準を7割としたが、その水準は、勤務実態が定年延長前と大きく変わる事の無い教職員にとって、大きな不満である。

われわれ日高教は、公務員連絡会に結集するなか、2018人勧期の取り組みについて、中央と地方が一体となり総力を挙げて運動を進めてきた。本年の勧告・報告はわれわれの要求にあまねく応えたものではないが、引き続き公務員連絡会の一員として、政府に対して、給与改定勧告の完全実施、超過勤務の確実な縮減、柔軟な働き方を踏まえた定年延長の早期実施等を求めていく。

あわせて、教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等に向けて、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。特に教職員の働き方については、一部の自治体では先行的な対応が見受けられるものの、抜本的な改善には程遠く、児童生徒と向き合う時間が確保されるよう文部科学省をはじめ関係府省及び政党等に求める。加えて、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の給与の水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらに、学校現場における業務改善に向けた実効性のある取り組みを、各人事委員会の勧告等において人事管理上の課題として言及させるとともに、その実現に向けた対応を強く求める。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、勧告等の完全実施及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2018年8月10日

日本高等学校教職員組合